検討会報告書骨子 (案)

序 章 はじめに

- 第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考 え方
 - 第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状
 - 1 青少年インターネット利用環境整備法改正(平成30年2月1日施行)後のフィルタリング認知 率及び利用率
 - (1) フィルタリングの普及強化に向けたこれまでの取組
 - (2) フィルタリング認知率及び利用率の推移
 - (3) フィルタリング加入申出率及びフィルタリング有効化措置率
 - 2 諸情勢の変化
 - (1) 情報教育の在り方の変化
 - (2) インターネット利用者の低年齢化の進展
 - (3) 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展
 - (4) 容易化されたフィルタリング設定についての更なる周知の必要性
 - (5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展
 - 第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方
 - 1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
 - (1) 事業者による青少年確認義務、フィルタリングサービス説明義務、有効化措置義務等の実施 徹底
 - (2) 製造事業者による利用容易化措置義務及び OS 事業者による容易化措置円滑化努力義務の実施徹底
 - 2 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
 - 3 ペアレンタルコントロールによる対応の推進
 - (1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進
 - (2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」 の普及促進
 - (3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知
 - (4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討(技術的保護措置を含む。)

(見え消しは第五次基本計画との差異)

- 第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な 計画の見直しに係る提言
 - 第 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的 な方針
 - 1. 基本理念

- 2. 基本的な方針
 - (1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
 - (2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
 - (3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
 - (4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進
 - (5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的な PDCA サイクルの構築
- 3. 施策実施において踏まえるべき考え方
- 第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項
 - 1 学校等における教育・啓発等の推進
 - (1) 青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進
 - (2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進
 - (3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進
 - (4) 情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進(自画撮り、誹謗中傷等への対応)
 - 2 社会における教育・啓発の推進
 - (1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援
 - (2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援
 - (3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援
 - (4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進
 - 3 家庭における教育・啓発の推進
 - (1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進
 - (2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」 など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援
 - (3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発
 - (4) 青少年の発達段階に応じたペアレンタルコントロール機能の周知啓発
 - (5) 低年齢の子に端末を貸し与える場合の対策
 - (56) 青少年の<u>利用を前提とした</u>情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討(技術的保護措置を含む。)
 - 4 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
 - (1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援
 - (2) インターネット利用環境の変化やコロナ禍による社会変化を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進
 - 5 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進
- 第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項
 - 1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
 - (1) フィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務の実施徹底

- (2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底
- (3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及
- (4) その他の利用率向上のための検討
- 2 <u>利用を前提とした</u>青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等<u>技術的な</u>の青少年保護に係る取組の推進
 - (1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組
 - (2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援
 - (3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応
 - (4) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の周知啓発
- 3 フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等
- 4 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に 係る取組の普及状況等に関する調査研究
- 第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項
 - 1 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援
 - 2 ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
 - (1) モデル約款策定等の体制整備の支援
 - (2) SNS 事業者等による自主的取組の促進
 - (3) 効率的かつ円滑な活動への支援
 - 3 青少年のインターネット上の問題に関する相談対応等に対する支援
 - 4 その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援
- 第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項
 - 1 インターネットを通じた青少年の犯罪被害<u>等</u>の抑止対策の推進
 - (1) SNS 等に起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の推進
 - (2) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進
 - (3) SNS 上の子供の性被害につながるおそれのある書き込みに対する<u>注意喚起・警告活動広報啓 発の推進</u>
 - (4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進
 - (5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進
 - 2 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
 - (1) インターネット・ホットラインセンターの活用等による削除依頼の対応推進等
 - (2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援
 - 3 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
 - (1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応
 - (2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

- 4 迷惑メール対策の推進
 - (1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施
 - (2) 国際連携の推進
 - (3) チェーンメール対策の周知啓発
- 5 国内外における調査
 - (1) 有害情報の社会的影響の調査
 - (2) 諸外国の取組の調査

第6 推進体制等

- 1 国における推進体制
- 2 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制
- 3 国際的な連携の促進
- 4 基本計画の見直し等

第3章 別添資料